

令和元年度

福島町議会  
定例会 1 2 月会議

議会提出議案

福島町議会

令和元年度福島町議会定例会 1 2 月会議 議会提出議案目次

番号	件 名	頁
発委 3	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について	1
発委 4	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	2
発委 5	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について	5
発委 6	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について	8

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月11日提出

提出者 福島町議会運営委員会  
委員長 平沼 昌平

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例(昭和40年条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の <b>222.5</b> 、12月に支給する場合において100分の <b>222.5</b> を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略) 3 (略)	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の <b>225.0</b> 、12月に支給する場合において100分の <b>225.0</b> を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略) 3 (略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。  
(期末手当に関する特別措置)
- 令和元年12月に支給される期末手当に限り、改正後の条例にかかわらず、第6条第2項中「225.0」を「227.5」とする。  
(期末手当の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

発委第4号

令和元年12月11日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会  
委員長 川村 明雄

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太 2018」では「(地方の) 一般財源総額について平成 30 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、令和元年度の地方財政計画でも、一般財源総額は 62 兆 7,072 億円 (前年比+1.0%) となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

令和 2 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。そのため、政府に以下の事項の実現を求めます。

### 記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 令和元年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用にあたっては、改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実にを行うこと。
3. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実にを行うこと。
4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。
5. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを行うこと。
6. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止にむけ検討すること。

7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を行うこと。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応をはかること。

8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

9. 令和2年度の地方財政計画では依然として4兆円規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当、経済財政政策担当）

発委第5号

令和元年12月11日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会  
委員長 川村 明雄

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担率が 1/2 から 1/3 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文部科学省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」（令和 8 年度までの改善予定数 18,910 人）として、令和元年度分 2,615 人増の要求を行いました。しかし、8 年間の教職員定数改善計画は実現されず、加配定数 1,210 人（うち小学校英語専科教員 1,000 人）、平成 29 年 3 月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数 246 人、計 1,456 人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、中教審特別部会の「答申」などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第 8 次教職員定数改善計画」の策定や、「30 人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、今後も、自治体議会意見書などにより、各級段階から多くの声をあげていくことが必要です。

平成 29 年 9 月に厚生労働省が発表した平成 28 年の「国民生活基礎調査」では、18 歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は 13.9%、ひとり親世帯は 50.8%と、依然として 7 人に 1 人の子どもが貧困状態にあります。また、平成 29 年 12 月、文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で 15.43%と 7 人に 1 人、北海道においては全国で 6 番目に高い 21.64%と 5 人に 1 人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実ははかるよう要請します。



## 記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に還元されるよう要請します。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
3. 修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。
4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。
5. 高校授業料無償制度の所得制限撤廃が実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）

発委第6号

令和元年12月11日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会  
委員長 佐藤 孝男

「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療  
制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求  
める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出  
します。

「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書

平成 30 年 12 月 8 日の参議院本会議で、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が全会一致で採択された。

成育基本法では、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念とし、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」としている。

多くの自治体で旧「妊娠中毒症等療養援護」と同様の制度があるが、疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」は 13 道県 156 市町村の実施にとどまっている。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦（母子保健法 6 条で妊娠中又は出産後 1 年以内の女子と規定）について費用の心配なく医療が受けられるようにすることが不可欠である。

また、「妊産婦医療費助成制度」をはじめとした福祉医療費助成を現物給付で実施している自治体に対する国庫補助金の削減措置については直ちに廃止すべきである。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。
2. 福祉医療費助成を現物給付としている市町村に対する国民健康保険国庫補助金の削減措置については、これを全て廃止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

（議決年月日）

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣